

やすらぎ新聞

2月号

一般社団法人 尾道市医師会
介護老人保健施設 やすらぎの家
2021年 2月 249号

1月の寒波襲来で、厳しい寒さでしたが、2月になると、どことなく寒さも和らいでいる感じがします。立春を境にだんだんと暖くなり、寒さと一緒にコロナも去ってくれる事を願うばかりです。



今では2月3日に定着している節分ですが、本来は「立春」「立夏」「立秋」「立冬」の前日のことを「節分」と呼んでいました。「季節を分ける」ということを意味しており、立春・立夏・立秋・立冬は季節の始まりの日であるため、それぞれの前日は季節の変わり目にあたり、それが節分だったそうです。現代では2月3日だけが節分になっていますが、これは4つの季節の中で「立春」が最も重視されていたためです。春の訪れである立春は1年の始まりでもあり、とくに待ち望まれていました。徐々にこの考えが強まり、立春の前日だけを節分と呼ぶことになったのが現代の節分の由来だといわれています。

2021年の節分は、2月2日（火）。現代は国立天文台の観測によって「太陽黄経が315度になった瞬間が属する日」を立春としています。（太陽黄経とは太陽が天球上を通る経路を等角に分割した座標の事です）立春が動けば、節分も変動します。2021年の立春の瞬間は、2月3日23時59分です。

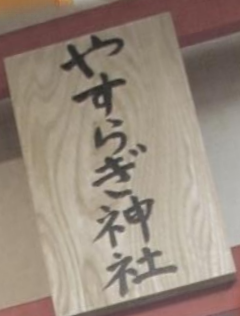


今年の恵方巻の方角は「南南東やや南」です。巻き寿司を1本食べ終わるまで喋ってはいけないとされていますが、幾分難しいかと思います。それぞれ自分に合った節分のスタイルで季節行事を楽しみましょう☆

初詣



密になっ
てないか
なあ



健康で過ごせます
ように！



施設では例年通りやすらぎ神社を設置しました。コロナ禍で新年を迎え、密にならないように日にちや時間を重ならないよう設定して、お一人ずつお参りしていただきました。認知専門棟では棟内にお社を移動してゆっくりお参りできるように工夫をしています。利用者様の多くは新型コロナの感染を意識してか、健康であるようにと願われていました。





書き初め



お正月に恒例の書初めを行いました。はじめ恥ずかしそうに「うちはようせんよー」と言われた方もいざ書き出すと集中され、皆様普段と少し違う真剣なお顔で取り組まれました。



昔よく書いていたの、思い出して来たわ…



お正月のお食事

元旦から三が日は毎食、黒豆や数の子などの御節をはじめお正月らしい献立を提供させて頂きました。飲み物にはお屠蘇もご用意し、皆様年始の雰囲気を楽しまれたご様子でした。



毎日お正月でもええよ！



実はいける口です。



2月行事予定

- 節分 のぞみ棟 2月2日(火) ひかり棟・テイケア 2月3日(水)
- 誕生日会 2月19日(金)

医療費控除について

1年間（1月1日～12月31日）に、本人または生計を一にする家族に対して支払った医療費・介護サービス費等の実質負担金が一定金額を超えた場合に、かかった費用の一部を所得税から控除（上限200万円まで）される制度です。



（総所得金額が200万円以上の場合）

実質負担額（医療費・介護サービス費等の合計金額－保険金等で補填された金額）－10万円

（総所得金額が200万円未満の場合）

実質負担額（医療費・介護サービス費等の合計金額－保険金等で補填された金額）－総所得金額の5%

やすらぎの家 ご利用料で対象となるもの

- ・入所・短期入所（ショートステイ）・・・介護保険一部負担額・食費・居住費
- ・通所リハビリ（デイケア）・・・介護保険一部負担額・食費
- ・訪問リハビリ・・・介護保険一部負担額

※短期入所・通所リハビリ・訪問リハビリの「介護予防」も対象です。

領収書一枚目の下側に「医療費控除対象額 ○○○○」と表示されています。

※おむつ代（6ヶ月以上寝たきりで治療を受けている人）やストマ用装具等の医療費控除を受ける場合には、医師の発行する「おむつ使用証明書」「ストマ用装具使用証明書」の書類の添付が必要となります。

※現在、コロナ対策中の為、確定申告会場への入場には「入場整理券」が必要です。

取得方法は2通りです。

① 当日配布（混雑している場合は後日の来場となる場合もあります）

② オンラインで事前発行：LINEを使用する方法。

※一人につき、一枚必要です。整理券は来場する指定された時間帯が記載されています。

（申請する際に必要なもの）詳細は税務署へご確認下さい。

源泉徴収票・印鑑（認印でも可）・マイナンバー関連（マイナンバーカード又はマイナンバー通知書＋身元確認書類）・預金口座（還付先の口座）・入場整理券
医療費や介護保険サービス費の明細書か「医療費控除の明細書」に必要事項を記入したもの

（お問い合わせ先）

尾道税務署 電話番号 0848-22-2131（ 平日 8:30～17:00 ）

編集後記

令和3年も始まり、ひと月が過ぎました。コロナウィルスのはじめは収束することはありませんが、ワクチン接種の準備が少しずつ進められているようです。

今年の節分は暦の影響で124年ぶりに2月2日となります。節分で行う豆まきには“邪気を追い払う”という意味が込められているそうです。豆まきで“コロナ”を追い払いましょう。

発行：一般社団法人 尾道市医師会
介護老人保健施設 やすらぎの家
住所：〒722-0042
尾道市久保町1718(尾道ふくしむら内)
TEL：(0848)20-7150
FAX：(0848)20-7152
編集者：島谷育枝 村上麻衣子 上杉健
児玉千春 岡田和子 中尾美貴
監修／豊田真子